

所得税・町県民税の障害者控除が受けられます

—65歳以上の要介護（支援）認定者で基準を満たす方—

障害者手帳をお持ちでない方でも、寝たきりの状態や認知症などで日常生活に支障のある一定の基準に該当する方は、申告のときに「障害者控除対象者認定書」を添付することで障害者控除・特別障害者控除の適用が受けられます。

◎認定書交付対象者

毎年12月31日現在、町内にお住まいの65歳以上の要介護（支援）認定を受けている方で、下表に該当する方

設定区分	障害理由	認定基準
障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa、Ⅱb、ⅢaまたはⅢbである者
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる	主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅣまたはMである者
	寝たきり老人	主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度がB1、B2、C1またはC2である者

※対象となる方には、1月中に福祉課から申請手続きについてのお知らせが送付されています。

◎交付申請手続き手順

- ① 送付された申請書と印かんを持って福祉課介護班へお越しください。
- ② 介護班で申請内容を確認します。
(申請者及び対象者の印かんを忘れずにご持参ください)
- ③ 介護班から該当する障害者控除対象者認定書を交付します。

◎交付申請をする必要がない方

- すでに身体障害者手帳等をお持ちで、該当する障害者控除を受けている方
- 本人（対象者）または扶養義務者が非課税で、確定申告をする必要がない方

◆問い合わせ 福祉課介護班 ☎84-1257

聴覚障害者日曜教室 事業「補聴器の現状 と課題」の開催

磁気誘導ループ、手話通訳付です。要約筆記による文字情報が付きまますので、手話が分からない方でもご参加いただけます。

と き 2月11日(土)

午後1時～3時

と ころ 山武市松尾ふれあい館 2階農事研修室

講 師 千葉県中央障害者相談センター

井関 雅雄先生

◆問い合わせ

NPO千葉県中途失聴者・難聴者協会

☎047(432)8039

千葉県地域リハビリ テーションフォーラム

千葉県のより良い地域リ

ハビリテーションを創るためのフォーラムです。

と き 2月26日(日)

午後1時～4時30分

と ころ 千葉市文化センター アートホール

(JR千葉駅から徒歩10分)

内 容

- 講演『医療』のリハから『生活』のリハへ
- シンポジウム ほか

定 員 400人

※申込先着順

申込方法 住所、氏名、電話番号、職業を書いて郵送またはFAXで申込。Eメール可。

◆申込・問い合わせ

〒26610005

千葉市緑区誉田町1-45

12

千葉リハビリテーション

センター地域連携部

☎043(291)1831

☎043(291)1847

Eメール

chiikireha@chiba-reha.jp